

野田市斎場の管理に関する変更協定書

野田市（以下「発注者」という。）とタカラビルメン株式会社（以下「受注者」という。）とは、平成31年3月20日付けで締結した野田市斎場の管理に関する基本協定書第52条（協定の変更）に基づき、次のとおり変更する協定を締結する。

変更後	変更前
<p>【野田市斎場管理仕様書】</p> <p>4 施設の管理基準</p> <p>(1) 使用時間</p> <p>①火葬場 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>②式場 午前9時から午後9時まで。</p> <p>(2) 休場日</p> <p>①火葬場 1月1日</p> <p>②式場 1月1日</p> <p>【個別仕様書】</p> <p>別紙5 消防設備保守点検業務仕様書</p> <p>2 業務内容 消防法第17条の3の3に定める点検とする。<u>(同法第8条の2の2に定める防火対象物点検を除く。)</u></p>	<p>【野田市斎場管理仕様書】</p> <p>4 施設の管理基準</p> <p>(1) 使用時間</p> <p>①火葬場 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>②式場 午前9時から午後9時まで。<u>ただし、友引の日については、午後3時30分から午後9時まで。なお、仮眠を伴う通夜を行う場合の開場時間は、翌日の午前8時30分まで延長するものとする。</u></p> <p>(2) 休場日</p> <p>①火葬場 1月1日<u>及び友引の日</u></p> <p>②式場 1月1日</p> <p>【個別仕様書】</p> <p>別紙5 消防設備保守点検業務仕様書</p> <p>2 業務内容 消防法第17条の3の3に定める点検とする。</p>

本協定を証するため、本書を2通作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年4月1日

発注者 野田市鶴奉7番地の1
野田市
野田市長 鈴木 有

受注者 茨城県龍ヶ崎市中根台四丁目10番地1
タカラビルメン株式会社
代表取締役 中込 太郎